こんな相談を受けています

あなたもどうぞご利用ください

◆市長と話す日
市民のみなさんの市政についての要望・意見、また困りごとや悩みごとに、市長が直接相談に応じます。
▽相談日　毎月第3土曜日　午前10時～正午
▽場所　市民相談室

◆困りごと相談
向日市社会福祉協議会では、生活のあらゆる面にわたっての相談を受けています。
相談には、市の民生委員や家庭裁判所職員・府婦人相談員などが応じます。
▽相談日　毎月第2・第4火曜日　午前10時～午後3時
▽場所　市民会館

◆人権相談
人権がおかされたとき個人間に紛争がおきたときなどは、人権相談をご利用下さい。
国から委嘱された人権擁護委員が相談に応じ、助言・指導など解決のお手伝いをいたします。
▽相談日　毎月第2・第4火曜日　午前10時～午後3時
▽場所　市民会館

◆行政相談
国や府、または市の行う仕事に対して、苦情やご不満をお持ちの方は、お気軽にご利用下さい。
国から委嘱された行政相談員が、相談に応じます
▽相談日　毎月第2・第4火曜日　午前10時～午後3時
▽場所　市民会館

◆市民相談
市政全般についての要望・苦情、また市民の困りごとなどを受けています。
直接、市役所においでいただくか、電話、文書でお寄せいただいてもけっこうです。
▽相談日　毎日午前8時30分～午後5時（土曜の午後、日曜は除く）
▽場所　市民相談室（受付けは広報広聴課内線二五一）

◆無料法律相談（予約制）
金銭貸借、土地、財産問題など法律の問題でお困りの方に、弁護士が直接相談に応じます。
▽相談日　毎月第4土曜日　午前10時～正午
▽場所　市民相談室
なお、相談は予約制となっており、毎月第4木曜日の午前9時から広報広聴課で受付けています。なお、電話でも結構です。（内線　二五一）

◆交通事故相談
不幸にして交通事故にあった場合、お互いが泣き寝入りしたりすることのないよう、加害者も被害者もお気軽にどうぞ。
▽相談日　毎日午前8時30分～午後5時（土曜の午後、日曜は除く）
▽場所　市民安全課

◆経営・金融相談
中小企業のみなさんの悩みや、経営上の問題について相談に応じます。お気軽にどうぞ。
▽相談日　毎日午前8時30分～午後5時（土曜の午後、日曜は除く）
▽場所　商工課

◆消費者相談コーナー
専門の相談員が商品の品質の安全性など、消費生活全般について、不審な点や疑問などの相談に応じます。
▽相談日　毎週火曜日　午後1時～4時
▽場所　市民相談室

◆家庭児童相談
お子さんのことで、ご心配・悩みごとのある方は、お気軽にどうぞ。
電話での相談にも応じますし、場合によっては相談員が直接、お宅へ訪問いたします。
▽相談日　毎週月曜日～金曜日　午前10時～午後4時
▽場所　家庭児童相談室（市教委事務局内）

◆おとしよりよろず相談
最近、とみに増えているお年寄りの悩みごと、困りごとについて相談に応じます。
お気軽にどうぞ。
▽相談日　毎月第1火曜日　午後1時30分～3時30分
▽場所　老人福祉センター
▽対象　満60歳以上の方

◆高齢者職業相談
お年寄りの方で、まだまだ働きたいのだがとお考えの方、また現に職を探しておられる方に職業相談を行っています。
お気軽にどうぞ。
▽相談日　毎月第2火曜日　午前10時～午後3時
△場所　老人福祉センター

ご存じですかこんな制度

勤労者住宅融資制度

あなたは「勤労者住宅資金融資制度」をご存じですか。
この制度は、勤労者の住生活の向上をはかるため、住宅の新築、購入、増・改築および補修のための資金を低利率、かつ長期にわたって融資するものです。どうぞご利用ください。
要項はつぎのとおりです。

▽融資資格
(1)市内に引続き1年以上居住する給与所得者で主たる生計維持者（今後も市内に居住する方）
(2)前年の総収入金額が350万円以内の方
(3)市税の完納者であること
(4)京都労働金庫の会員
(5)返済能力があると認めた者で
(6)連帯保証人が2人以上たてられる者であること
▽融資額　30万円～180万円
▽融資の条件
(1)融資金利は年利6・48％
(2)償還期間は3年・5年・7年または10年のいずれか
▽手続きは
融資あっせん申込み書に必要事項を記入のうえ、住民票抄本、給与証明書、工事見積書、工事請負契約書（写）または売買契約書（写）、建築確認通知書（写）などを添えて、社会福祉課へ提出してください。
▽申込み・お問い合わせ
社会福祉課　内線二六八

◆ボランティア活動へのお誘い◆

あなたも、ボランティアの輪に入りませんか。
向日市ボランティアサークルでは、現在毎月二回（第1・3金曜日）に老人福祉センターで芝刈りや座布団カバーの洗濯、身障害・独居老人宅の掃除等を行っています。
ボランティアは誰でもでき、あなたの心が人々を助けます。
どうぞご参加ください
▽例会　月1回（第4金曜日）午後1時30分
◇長命絢子
寺戸町中野2―3
☎九二一―七六一一
▽会費　年間千二百円
▽入会のお問い合わせ
◇北川喜美子
物集女町北ノ口63―6
☎九二一―〇〇六一

くらしの情報

自然食品とは何か

〈問〉最近、「自然食品」とか「健康食品」と称する食品が市販されていますが、一体どのようなものなのでしょうか。
〈答〉自然食品という言葉の定義は明確ではありませんが、一般に加工食品に対して自然のままの食品、全く加工していない食品物や化学肥料、農薬と接触していない食品といわれています。
一時、ブームに便乗して「病気に効く」とか「疲労回復に」などと、食品でありながら薬効表示をしたものも出まわりましたが、これらは法律に違反しています。
また、消費者の知識不足もあいまって、自然食品ならばなんでも安全であるかのように考えがちですが、例えば、防腐剤の入っていない味噌やしょう油は、自然食品だから良い面もありますが、カビがはえたり、いたんだりすることがあるので、少しづつ購入するなど、保存方法等に注意を払う必要があります。
また、自然食品だからとか、健康食品だからといって頼りすぎると、かえって栄養のバランスをくずすことにもなりかねません。
日頃からバランスのとれた食生活をするよう心がけることが大切です。

税に強くなろう

贈与税のしくみ（1）

人から財産をもらったときに、もらった人にかかるのが贈与税です。しかし、この場合、親族間といえども例外ではなく、ついうっかり子どもの名義を使ったとか、親から借金して家を買った、時価よりも安く土地を譲ってもらった株式の名義を妻にかえてしまったなど、贈与があったものとして課税されることがあります。
その計算方法は、1月1日から12月31日までの1年間に、個人から贈与を受けた財産の価格（課税価格）から基礎控除額の60万円を差し引き、その残額に税率をかけた額が贈与税です。ですから、1年間にもらった財産の合計額が60万円以下であれば贈与税はかかりません。税率は10％から75％まで、課税価格に応じて高くなる超過累進税率となっています

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
50万円以下	10%	—	550万円以下	45%	62万円
70　〃	15	2.5万円	800　〃	50	89.5
100　〃	20	6	1,300　〃	55	129.5
140　〃	25	11	2,000　〃	60	194.5
200　〃	30	18	3,500　〃	65	294.5
280　〃	35	28	7,000　〃	70	469.5
400　〃	40	42	7,000万円超	75	819.5

国民年金一口メモ

◆厚生年金と国民年金の関係◆

〈問〉現在40歳の2児の母です。夫は既に死亡しました。私は、今年の4月にそれまで勤めた会社を退職して、ある団体の事務所に勤め始めました。前の会社では厚生年金保険に加入していましたが現在の勤務先は厚生年金保険の適用のない小規模な事務所なので、この場合、私は国民年金に加入したいと思いますが。
〈答〉厚生年金保険や共済組合などの適用のない事務所へ勤める人は、すべて国民年金の強制被保険者になることになっていますから、あなたは前の会社をやめた日に、国民年金の「被保険者資格取得届」を、市役所へお出しになることが必要です。
しかし、あなたがご主人の死亡によって、他の年金制度から遺族年金を受けているならば、国民年金の強制加入の対象にはなりませんが、希望されるならば、任意加入することができますし、そのほうがお得です。

乙訓総合文化祭の作品募集

◆11月21日・22日・23日の3日間◆

第15回「乙訓総合文化祭」が11月21日から3日間、長岡労働センターで開かれます。
乙訓総合文化祭事務局では、ただいま文化祭への展示作品をみなさんから募集しています。
募集要項はつぎのとおりです。あなたもぜひご参加ください。

▷募集作品　手芸・人形・絵画・写真・民芸（陶芸）生花・盆栽・書道・盆石・彫刻
▷受付け　11月18日（土）まで　午前10時～午後5時
▷お問い合わせ　乙訓総合文化祭事務所　☎931―0777

地域児童文庫をご利用下さい

中央公民館では、昨年から「地域児童文庫」に対する図書の貸出し制度を実施しています。
これは、中央公民館の図書室を距離的・時間的に利用しにくい地域の児童・生徒のために、一定期間図書を地域に貸出すものです。
要領はつぎのとおりです。どうぞご利用ください。

▷対　象　市内の隣組、自治会および団地（マンションを含む）などに居住し、その地域内の誰でもが使用できる平方メートル以上の部屋を有する方
▷貸出し期間　2か月間（ただし、毎年9月30日と3月31日には貸出し図書を全部返却のこと）
▷貸出し冊数　1回につき100冊
▷申込み方法　代表者（借受け責任者）が中央公民館にある「地域児童文庫図書貸出し申請書」に必要事項を記入のうえ、中央公民館へ提出してください。
▷問い合わせ　中央公民館　☎932―3166